旧表示と新表示の比較(例)

名称	サンドイッチ
原材料名	パン、野菜(レタス、きゅうり、トマト)、マヨネーズ、チーズ、イーストフード、乳化剤、調味料(アミノ酸) (原材料の一部に大豆を含む)
内容量	1個
消費期限	平成○○年○月○日
保存方法	10℃以下
製造者	(株)○○食品 栃木県○○市○○町○

			新
		名称	サンドイッチ
きゃーラミ 豆		原材料名	パン (小麦を含む、国内製造)、野菜(レタス、きゅうり、トマト)、マヨネーズ (卵・大豆を含む)、チーズ (乳成分を含む) / イーストフード、乳化剤、酸化防止剤(VC)、調味料(アミノ酸)
		内容量	1個
		消費期限	平成〇〇年〇月〇日
		保存方法	10℃以下
0		製造者	(株)○○食品 栃木県○○市○○町○
T&-	. Fh)	3	《栄養成分表示(図3)も必ず記載

栄養成分表示

栄養成分表示 (食品単位当たり)			
熱量 たんぱく質 脂質 炭水化物 食塩相当量	○ Kcal ○ g ○ g ○ g ○ g ○ g		

(栃木県「事業者向け 第 一般用加工食品」より)

所で製造する場合には、 同一製品を2つ以上の製造 製造所固有記号

◎製造者 者も同様に記載します。 製造者と販売者が異なる場合には、 造者の氏名〈または名称〉)を記載します。 は名称)と住所(製造所の所在地および製 ※アレルゲンの表示のルールも変更されました。 ※添加物の表示方法が変更され、原材料と明確に区 を参照してください。 分して表示することとなりました。 表示内容に責任を有する者の氏名(また ルが変更されました。 販売 図 4

> 物、ナ 0)

図 2、

このルールに基づいた表示例が、 図3となります

です。 示するか、 ことが必要です。 図 1 は、 スラッシュで区別するか改行して表は、原材料と添加物の表記の方法 もしくは別欄に表示する

在は認められていないということで 過措置期間中であっても、 ものです。 図2は食品表示の新旧を比較 新しくする場合にはすべて新し 注意していただきたいのは、 赤字が変更になった部分 新旧の混

パン、野菜(レタス、

きゅうり、トマト)、マ

ヨネーズ、チーズ /

イーストフード、乳化

剤、酸 化 防 止 剤

(V.C)、調味料(アミ

ノ酸)、(一部に/

麦・卵・大 豆・乳

成分を含む)

け出が必要です(経過措置期間中は従前の が使えます。 企業は注意してください。 ものを使用できます)。 ましたので、 今回、そのルールが変更にな 取得する場合には新たに届 現在、 使っている

する場合、

および輸入品は対象外です)

人れず販売する場合、

作ったその場で販売

表示は、熱量、 養成分表示が義務化されました。 これらに加えて、これまで任意だった栄 リウム(食塩相当量に換算したもの) たんぱく質、 脂質、 必要な 炭水化

表示の新旧混在は不可

図

アレルゲン表示について

原材料名

パン(小麦を含む)。 野菜(レタス、きゅう り、トマト)、マヨネ-ズ(卵・大豆を含 む)、チーズ(乳成分 を含む) /イースト フード、乳化剤、酸 化防止剤(V.C)、調

味料(アミノ酸)

った栄養成分表示の例です。図2の新表示 と図3をあわせて表示します い表示方法でなくては認められません。 図3は、今回から必ず記載することにな

も掲載 表示を省略する」などの場合に限られ わせて使うことはできません。 がある」「特定原材料等を含む添加物の 図4はアレルゲン表示です。 また、個別表示と一括表示を組み合 個別表示が原則です。 しましたが、これは「表示面積に限 一括表示の例 アレルゲン表 ま

示は、

るものが20品目ありますので、厚生労働省 務があります。 かに、小麦、そば、卵、 今回ご紹介した内容は、 ちなみに特定原材料は7品目で、 イトでご確認ください。 また、 乳、落花生の表示義 特定原材料に準ず 食品表示法で えび、

(栃木県「事業者向け 新しい食品表示制度 一般用加工食品」より

定められたもののうち、 あります。 実際にはどの項目にもさらに細かな規定が ほんの一部です。

表示法 して疑問点を解決することも重要です 詳細については、 また、 消費者庁」で検索してみてくださ 事業者向けセミナ インタ ネットで「食品 ーなどに参加

次の通りです 宇都宮市内の企業の場合、 相談の窓口は

宇都宮市代林町972

宇都宮市保健所 健康増進課

☆028-623-31字都宮市塙田1-1-20 栃木県保健福祉部生活衛生課

だけ早めに対応されると良いのではないで ため社内での勉強も不可欠です。できる 食品表示は準備に時間もかかります 新しい制度で変更するポイント も多い

100

複雑でわかりにくい制度になってしまってい 法(品質事項)、 形式や用語で記載することはできません。 で定められており、 ました。そこで新たに「食品表示法」が国 れぞれの法律は目的も異なっていたため、 示がついています。 る食品のほとんどには法律で定められた表 よってそれぞれ定められていましたが、 以前は食品衛生法(衛生事項)やJAS

制度を理解し、早めの対応を

平成27(2015)年4月1日「食品 表示法」が施行されました。食品関連 こで、その概要についてご紹介します。

特集2/食品表示法

事業者は、2020年3月31日(原材料 の産地表示は2022年3月31日)まで に、新しい法律に定められた方法の表 示に切り替えなければなりません。そ

卵・乳・落花生)を含む原材料・添加物は、 める重量の割合の多い順から記載します。 特定原材料(えび・かに・小麦・そば・ 必要な項目について次 添加物以外の原材 食品表示法によっ 原材料に占

表示例

改行して表示

料および添加物の区分ごとに、

パン (小麦を含む)、 野菜 (レタス、きゅう り、トマト)、マヨネー ズ(卵・大豆を含む)、 チーズ(乳成分を含 む) /イーストフー 乳化剤、酸化防止剤 (V.C)、調味料 (ア ノ酸)、香辛料

また、

アレルゲンを含む旨の表示も必要です

また、一部の加工食品にのみ義務づけら

食品に拡大されます。(外食、 れていた原材料の産地表示が、

容器包装に

全ての加工

パン (小麦を含む)、 野菜 (レタス、きゅう り、トマト)、マヨネー ズ(卵・大豆を含む)、

/酸)、香辛料

チーズ(乳成分を含 イーストフード、乳イ 削、酸 化 防 止 剤 VC). 調味料 (ア

○実際の表示では赤字の必要はありません。

(栃木県「事業者向け 新しい食品表示制度 一般用加工食品」より

て変更になった事項です。

に説明します。 にまとめましたが、

※印は、

紹介します。

食品表示の内容について

消費者向けの商品の場合、

要点を表し

パン (小麦を含む)、 野菜 (レタス、きゅう り、トマト)、マヨネー ズ(卵・大豆を含む)、

チーズ(乳成分を含

イーストフード、乳化剤、酸 化 防 止 剤 (V.C)、調味料(アミ

ノ酸)、香辛料

む)

われる加工食品の表示について、

概要をご

今回は会員企業に最も関連が深いと思

一元的な制度が作られました。

会で成立し、食品の表示に関して包括的で

◎原材料名、添加物

使用した原材料を、

そ

健康増進法(保健事項)に

食品の一括表示				
名称	商品名ではなく一般的な名称です			
原材料名	使用した原材料を、最も一般的な名称を用いて、そこに占める重量の割合の多い順から記載します。			
内容量	基本は総量表示です。内容重量 (g、kg) や内容体積 (ml、l)、内容数量 (個数) を単位をつけて記載します。			
消費期限または 賞味期限	品質が急速に劣化しやすい場合は「消費期限」、それ以外 は「賞味期限」を記載します。			
保存の方法	開封前の保存方法を、製品の特性に従って、具体的でわかりやすい用語で記載します。			
製造者	製造者が表示責任者の場合は、製造者の氏名(または名称)と住所を記載。(個人事業主の場合は氏名。屋号のみみ記載は認められていません。)製造者と販売者が異なる場合には、販売者も同様に記載します。			

○表示に用いる文字の大きさは、原則として8ポイント以上 ◎2022年3月31日までに全ての加工食品に「原料原産地名」の表示をつける必要がある。

7 天地人 November 2018

食品衛生グループ主任 髙橋宇都宮市保健福祉部 保健所生活

加工品を問わず、販売されてい

表示の方法は法律など

事業者が自分勝手な